

事務局組織運営規則の制定について

事務局組織運営規則

(総 則)

第 1 条 この規則は、定款第 20 条第 3 項の定めに基づき、当法人の事務局組織及び運営に関する事項について定める。

(事務局組織)

第 2 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

(事務局職員)

第 3 条 定款第 20 条各項に基づき、事務局には代表が任免する事務局長及び所要の職員を置き、事務局長がこれを統括する。

(事務局の所掌事務)

第 4 条 事務局は、理事会の指示を受け、理事会での決定事項に関する日常業務の運営を行う。主として次の事務を所掌する。

- (1) 当法人の事業に関わる活動の実施。
- (2) FSC 国際ネットワーク関係者との連絡。
- (3) 会員に対する各種情報の発信。
- (4) 理事会を開催するために必要な準備をし、理事会における議事の進行に協力し、議事録を作成すること。
- (5) 総会を開催するために必要な準備をし、総会における議事の進行に協力し、議事録を作成すること。
- (6) 会員の入会、退会、会費の徴収に関すること。
- (7) 会員ほか関係者からの問い合わせに関すること。
- (8) 日常の会計業務及び財産の管理に関すること
- (9) 予算及び決算に関する資料等の作成。
- (10) 登記、税務及び諸届等に関すること。
- (11) 文書類の授受、発送及び保管に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、本会の事業遂行のために必要な付帯事務。

(嘱託等)

第 5 条 業務遂行上必要がある場合は、代表が委嘱する嘱託または臨時の職員を置くことができる。

附 則

この規則は、平成 27 年 3 月 12 日から適用する。

2. この規則は、理事会の議決を得なければ改正することができない。